

水産流通適正化制度において事業者が青森県へ届出を行う際に、

【青森県】へ添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、青森県への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要です。青森県へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【本人確認ができる書類 （住民票や運転免許証などの写し）】	×	—
定款及び登記事項証明書	—	×

※ eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類
(代理届出を含む)

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【本人確認ができる書類 （住民票や運転免許証などの写し）】	○	—
定款及び登記事項証明書	—	○
委任状 【代理人（団体、行政書士 等）が届出する場合】	○	○

